

令和7年(ラ)第1003号 宗教法人解散命令申立抗告事件

抗告人 世界平和統一家庭連合

相手方 文部科学大臣

相手方意見書に対する反論

令和7年8月25日

東京高等裁判所第11民事部 御中

利害関係参加人申出人代理人 弁護士 徳 永 信 一

同 佐 々 木 海



申出人らは、相手方作成本年7月30日付け利害関係参加の申出に対する意見書に対する反論を、以下のとおり準備する。

第1 総論

申出人らは「裁判の結果により直接の影響を受けるもの」である。

また、本件が非公開手続で行われていることは、申出人ら8名による利害関係参加を認めるべき根拠となる。

第2 法律上の利害関係あり

相手方は、申出人らが「裁判の結果により直接の影響を受けるもの」(非訟事件手続法[以下「法」とする]21条2項)にあたらぬ旨主張するものの、強く争う。

1 申出人ら信徒は解散命令により「直接の影響を受ける」

以下のとおり、抗告人の信徒である申出人らは、解散命令により、その宗教活動の在り方に関する宗教活動の自由を包含する信仰の自由に「直接の影響を受けるもの」にあたる。

(1) 「直接の影響」は広く解釈される

そもそも、「裁判の結果により直接の影響を受けるもの」(法21条2項)は、その文言は形式的なものではなく、実質的にも厳格ないし限定的に解釈されるべきではない。同項の趣旨は裁判の結果に一定の利害関係を有する者の手続保障を図る点にあり、非訟事件といえども、民事訴訟における補助参加の機会を実質的に図るところにあることは、その改正過程を振り返るまでもないところである。

本来公開されるべき対立的な訴訟の性質を有する裁判が非公開で行われている事例において同項を限定的に解釈して利害関係参加の門戸を狭めることは、制度趣旨に反する。

相手方は、裁判の結果に直接の影響を受ける者の例として、

- ① 会社につき清算人を選任したり、解任したりする場合における当該会社
- ② 新株発行無効判決後の払戻金の増減の申立てがされたときに、払戻金の上に質権を有する者

の2つを挙げる。しかしながら、これらはいずれも、裁判の結果により間接的な影響を受け得るにすぎないといえ、これらの者が「直接の影響」を受けるというのであれば、申出人らこそ「直接の影響」を受ける者にあたるといわざるをえない。

すなわち、上記①につき、清算人が選任されたことによって、直接的・自動的に会社の状況が影響を受けることはない。清算人による清算事務の遂行を経て、間接的に会社は影響を受けるにすぎない。

また、上記②につき、新株発行無効判決後の払戻金増減申立訴訟の結果により「直接の影響」を受けるのは、当該新株を保有していた株主である。その株式に質権を有する者は、払戻金の額が変更されることにより、反射的に自身の質権に基づく実行内容が変化し得るにすぎず、その影響は間接的である。さらに、例えば第三順位の質権者については、第一順位及び第二順位

の質権者の被担保債権の額が大きければ、自身が回収できる被担保債権は矮小化するか、又は裁判の結果如何にかかわらずゼロなのであって、その影響はより間接的である。

上記①②の事例を広く「直接の影響を受ける」としていることとの比較からすると、本件の申出人らも十分に「直接の影響を受けるもの」といえる。

そもそも、非訟事件において民事訴訟と同じく、利害関係人の手続参加の機会を保障した趣旨に照らせば、それが当事者主義的な手続ではなく、職権主義的な手続である以上は、裁判所の許可を必要とするのはやむを得ないものの、その利害関係の範囲すらより限定する方向で解釈するのは改正の趣旨に反している。「直接の影響」の有無は、事案で問題になっている影響を受ける権利・利益の重要性、奪われる利益の深刻さや軽重によって総合的に判断されて然るべきである。

(2) 解散による不利益は甚大

解散命令は、信徒たる申出人らの重要な信教の自由(宗教活動の自由)に対して深刻ないし致命的な侵害を生じる可能性を有している。その影響性の重大性を考慮すると、信者である申出人らは「直接の影響」を受けることは明らかである。

ア 宗教的結社の重要性

全ての信仰は社会全体からすると少数派に属すといえ、同じ信仰を有する者が集ってその信仰を実践・維持することは極めて有効で重要な手段である(乙 A62参照 小林節論文)。それゆえ、信教の自由の一態様として宗教的結社の自由を保障することは極めて重要で死活問題である。

したがって、「結社」たる抗告人に対する解散命令は、信徒たる申出人らにとっては信仰の中心基盤を喪失させる意味を持ち、その影響は甚大である。具体的には、集団での礼拝や行事を通じて形成されてきた信徒同士の結びつきが希薄になったり消滅したりする等の影響が生じる。

イ 免税待遇の剥奪

解散命令により抗告人は法人税免除の待遇を失い、これにより信徒の信仰も制約される。解散命令後に任意団体として活動する場合、当該団体は免税特権を喪失し、法人税の計算・納入は税務当局の確認を経なければならなくなる。金銭の流れが明らかになればその活動内容も自ずと明らかになるため、税務当局による管理は国家により信仰を管理されることと同義である(乙 A62参照)。これは、申出人ら信徒の信仰に対する極めて甚大な制約である。

ウ 自己の存在意義と価値の否定 -二世信者の特有性

申出人らは、いずれも抗告人の教義に基づき結ばれた夫婦から生まれたいわゆる二世信者であるところ、信仰そのものが彼らのアイデンティティを形成している。解散命令は、彼らに対して自己の存在意義と価値そのものを否定するに等しい精神的苦痛を与える。

(3) 平成8年最高裁決定 -信徒の不利益自体は容認

相手方は、解散命令による信徒に対する影響が「間接的で事実上」のものにとどまる旨を判示した最高裁平成8年決定を引用する。

しかしながら、この決定は、解散命令が信徒の宗教活動に直接の影響を与えることを以下のとおり2回も明示している(丙5)。

- ・「宗教法人の解散命令が確定したときはその清算手続が行われ(法四九条二項、五一条)、その結果、宗教法人に帰属する財産で礼拝施設その他の宗教上の行為の用に供していたものも処分されることになるから(法五〇条参照)、これらの財産を用いて信者らが行っていた宗教上の行為を継続するのに何らかの支障を生ずることがあり得る。」
- ・「解散命令によって宗教団体であるオウム真理教やその信者らが行う宗教上の行為に何らかの支障を生ずることが避けられないとしても」

このように、解散命令は信者の信仰に支障を与えることが「避けられない」のである。不可避的な支障を与えるということは、直接の影響を与えるということである。

なお、同決定は、解散による法人格消滅と信徒の被る不利益を比較衡量して解散が「必要でやむを得ない」と判断する文脈で、信徒らの行為に必然的に生ずる支障が「間接的で事実上」だと過少評価したにすぎず、裁判の結果により不可避的につまり直接の支障(影響)を受けること自体は何ら否定していない。

このように、最高裁平成8年決定を虚心坦懐に読めば、むしろ解散命令により信徒に「直接の影響」(法21条2項)が生じることを認めているといえる。

(4) 小括

以上からすると、申出人らは「裁判の結果により直接の影響を受けるもの」である。

2 職員も「裁判の結果により直接の影響を受ける」

抗告人の職員も、いわんや「裁判の結果により直接の影響を受けるもの」(法21条2項)にあたる。すなわち、抗告審において宗教法人に対する解散命令が出されれば、最高裁への特別抗告に関係なく同法人の清算が開始され(宗教法人法81条5項参照)、清算が終了すれば法人格は消滅し、職員を雇用する雇用者も存在しなくなる。つまり、解散後の清算終了により職員の雇用関係も当然に消滅する。

このように、解散命令により職員は早晚、確定的かつ必然的に解雇される以上、申出人らのうち抗告人の職員でもある3名は裁判結果に「直接の影響」を受ける。

なお、解雇された職員を任意団体となった抗告人において再度雇用したとしても勤労の権利は害されたままである。宗教法人たる抗告人において雇用されてこそ勤労の権利は保障されるのであり、任意団体において再度雇用されるか否かは無関係の事情である。

第3 公開の必要性

相手方は、本件が非公開手続であることが申出人らの利害関係参加を認めるべき根拠とならない旨主張するものの、強く争う。

相手方は、本件が非公開・非対審の非訟手続で行われていることにつき、「憲法に違反しないことは明らか」と述べるものの、「明らか」の理由を何ら述べていない。憲法は 32 条で裁判を受ける権利を保障し、82 条は、そこでの裁判が公開・対審であることを規定している。宗教法人と文科省という対立構図の中で、法律要件の有無によって宗教団体の宗教活動上死活的な権利ないし利益の喪失が決まる解散命令の申立ての可否をめぐる紛争が「法律上の争訟」でないわけがない（前掲小林節意見書参照）。純然たる訴訟を非公開手続で審理した裁判について最高裁は憲法違反であると決定している（最高裁大法廷決定昭和 35 年 7 月 6 日民集 14 卷 9 号 1657 頁）。

その信仰の在り方や宗教活動の在り方について、その結果によって不可避免的に影響を受けざるを得ない信者や職員らが、非公開の非訟事件手続において、手続の進行具合を知るには、当該非訟手続に参加する外はない。個人にとっても社会にとっても人権に基づく重大な利益が問題にされている裁判について、それが非公開の非訟手続で行われる場合、非訟事件手続を指定した法と公開裁判を保障する憲法の齟齬を埋めるべく、その利害関係参加の手続を柔軟に解釈することが必要になることは当然の解釈である。

また、相手方は、申出人らの主張が法21条2項に該当するという「前提を欠くものであって失当である」旨述べるものの、第2で述べたとおり、申出人らは法21条2項の要件を満たすことから「前提を欠く」主張ではない。

第4 結語

以上のとおり、本申出は、直ちに許可されるべきである。

以上

令和7年(ラ)第1003号 宗教法人解散命令申立抗告事件
抗告人 世界平和統一家庭連合
被抗告人 文部科学大臣

証 拠 説 明 書

令和7年8月25日

東京高等裁判所第11民事部御中

利害関係参加人申出人代理人弁護士 徳 永 信 一
同 佐 々 木 海



番号 (丙)	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
5	オウム真理教 解散命令事件 最高裁決定	写	R8.1.30 判例秘書	解散される法人の信者の人権に 十分に配慮したこと等

以上

LLI/DB 判例秘書

【判例番号】 L 0 5 1 1 0 0 0 8

宗教法人解散命令に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件

【事件番号】 最高裁判所第1小法廷決定／平成8年（ク）第8号

【判決日付】 平成8年1月30日

【判示事項】 宗教法人法81条1項1号及び2号前段に規定する事由があるとしてされた宗教法人の解散命令が憲法20条1項に違反しないとされた事例

【判決要旨】 大量殺人を目的として計画的、組織的にサリンを生成した宗教法人について、宗教法人法81条1項1号及び2号前段に規定する事由があるとしてされた解散命令は、専ら宗教法人の世俗的側面を対象とし、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図によるものではなく、右宗教法人の行為に対処するには、その法人格を失わせることが必要かつ適切であり、他方、解散命令によって宗教団体やその信者らが行う宗教上の行為に何らかの支障を生ずることが避けられないとしても、その支障は解散命令に伴う間接的で事実上のものにとどまるなど判示の事情の下においては、必要でやむを得ない法的規制であり、憲法20条1項に違反しない。

【参照条文】 憲法20-1

宗教法人法81

【掲載誌】 最高裁判所民事判例集50巻1号199頁

訟務月報42巻11号2586頁

裁判所時報1164号23頁

判例タイムズ900号160頁

判例時報1555号3頁

【評釈論文】 ジュリスト1088号82頁

ジュリスト臨時増刊1091号14頁

別冊ジュリスト154号88頁

別冊ジュリスト245号88頁

訟務月報42巻11号30頁

南山法学21巻1号299頁

法学教室188号74頁

法曹時報48巻8号138頁

民商法雑誌115巻6号155頁

主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

抗告代理人加藤豊三、同鈴木秀男の抗告理由三及び四について

所論は要するに、抗告人を解散する旨の第一審決定（以下「本件解散命令」という。）及びこれに対する即時抗告を棄却した原決定は、抗告人の信者の信仰生活の基盤を喪失させるものであり、実質的に信者の信教の自由を侵害するから、憲法二〇条に違反するといえるのである。以下、所論にかんがみ検討を加える。

本件解散命令は、宗教法人法（以下「法」という。）の定めるところにより法

人格を付与された宗教団体である原告人について、法八一条一項一号及び二号前段に規定する事由があるとしてされたものである。

法は、宗教団体が礼拝の施設その他の財産を所有してこれを維持運用するなどのために、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的とし（法一条一項）、宗教団体に法人格を付与し得ることとしている（法四条）。すなわち、法による宗教団体の規制は、専ら宗教団体の世俗的側面だけを対象とし、その精神的・宗教的側面を対象外としているのであって、信者が宗教上の行為を行うことなどの信教の自由に介入しようとするものではない（法一条二項参照）。法八一条に規定する宗教法人の解散命令の制度も、法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為（同条一項一号）や宗教団体の目的を著しく逸脱した行為（同項二号前段）があった場合、あるいは、宗教法人ないし宗教団体としての実体を欠くに至ったような場合（同項二号後段、三号から五号まで）には、宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切あるいは不必要となることから、司法手続によって宗教法人を強制的に解散し、その法人格を失わせることが可能となるようにしたものであり、会社の解散命令（商法五八条）と同趣旨のものであると解される。

したがって、解散命令によって宗教法人が解散しても、信者は、法人格を有しない宗教団体を存続させ、あるいは、これを新たに結成することが妨げられるわけではなく、また、宗教上の行為を行い、その用に供する施設や物品を新たに調えることが妨げられるわけでもない。すなわち、解散命令は、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わないのである。もっとも、宗教法人の解散命令が確定したときはその清算手続が行われ（法四九条二項、五一条）、その結果、宗教法人に帰属する財産で礼拝施設その他の宗教上の行為の用に供していたものも処分されることになるから（法五〇条参照）、これらの財産を用いて信者らが行っていた宗教上の行為を継続するのに何らかの支障を生ずることがあり得る。このように、宗教法人に関する法的規制が、信者の宗教上の行為を法的に制約する効果を伴わないとしても、これに何らかの支障を生じさせることがあるとするならば、憲法の保障する精神的自由の一つとしての信教の自由の重要性に思いを致し、憲法がそのような規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならない。

このような観点から本件解散命令について見ると、法八一条に規定する宗教法人の解散命令の制度は、前記のように、専ら宗教法人の世俗的側面を対象とし、かつ、専ら世俗的目的によるものであって、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図によるものではなく、その制度の目的も合理的であるといえることができる。そして、原審が確定したところによれば、原告人の代表役員であったA及びその指示を受けた原告人の多数の幹部は、大量殺人を目的として毒ガスであるサリンを大量に生成することを計画した上、多数の信者を動員し、原告人の物的施設を利用し、原告人の資金を投入して、計画的、組織的にサリンを生成したというのであるから、原告人が、法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められ、宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたことが明らかである。原告人の右のような行為に対処するには、原告人を解散し、その法人格を失わせることが必要かつ適切であり、他方、解散命令によって宗教団体であるオウム真理教やその信者らが行う宗教上の行為に何らかの支障を生ずることが避けられないとしても、その支障は、解散命令に伴う間接的で事実上のものであるにとどまる。したがって、本件解散命令は、宗教団体であるオウム真理教やその信者らの精神的・宗教的側面に及ぼす影響を考慮しても、原告人の行為に対処するのに必要でやむを得ない法的規制であるといえることができる。また、本件解散命令は、法八一条の規定に基づき、裁判所の司法審査によって発せられたものであるから、その手続の適正も担保されている。

宗教上の行為の自由は、もとより最大限に尊重すべきものであるが、絶対無制限のものではなく、以上の諸点にかんがみれば、本件解散命令及びこれに対する即時抗告を棄却した原決定は、憲法二〇条一項に違背するものではないというべ

きであり、このように解すべきことは、当裁判所の判例（最高裁昭和三六年（あ）第四八五号同三八年五月一五日大法廷判決・刑集一七卷四号三〇二頁）の趣旨に徴して明らかである。論旨は採用することができない。

その余の抗告理由について

論旨は、違憲をいう点を含め、原決定の単なる法令違背を主張するか、又は原審の裁量に属する審理上の措置の不当をいうものにすぎず、民訴法四一九条ノ二所定の抗告理由に当たらない。

よって、本件抗告を棄却し、抗告費用は抗告人に負担させることとし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成八年一月三〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	小野幹雄
裁判官	高橋久子
裁判官	遠藤光男
裁判官	藤井正雄

【別紙 審級】

L05020406 東京高等裁判所 平成7年（ラ）第1331号
宗教法人解散命令に対する抗告事件
平成7年12月19日

L05030365 東京地方裁判所 平成7年（チ）第4号、平成7年（チ）第5号
宗教法人解散命令申立事件
平成7年10月30日
